

南国オフィスパークへの
乗入れ・停留所新設
土佐電ドリームバス

南国オフィスパークの本格稼動に伴い、9月1日から、JA高知病院後免町植田線のうち、平日の午前・午後の各2便について南国オフィスパーク内に乗入れをします。オフィスパーク内には「オフィスパーク入口」「オフィスパーク第一」「オフィスパーク第二」の各停留所を設け、乗降できるようにします。

なお、土・日・祝日のダイヤは従来どおりで、オフィスパーク内への乗入れはありません。

また、後免空港線において「茨西」バス停を、十市後免線では「丸山通」バス停を新設します。

お問い合わせは
土佐電ドリームサービス
(0832・2210)まで

無料法律相談会

10月1日から始まる第44回「法の日」週間の行事の一つとして、無料法律相談会を開催します。

市民からのお便り

涼しくなったら「ごめん・なはり線」に乗っているんなところに行ってみたいです。

とき/10月6日
午後1時〜4時
ところ/高知グリーン会館
2階グリーン・ホール(高知市本町5丁目6-11)
お問い合わせは、
高知地方裁判所事務局総務課
庶務係(822・0340
内線312、313)まで

後免駅「車dトレイン」サービス開始

JRをより便利にご利用いただくために、長距離ご利用のお客様を対象に、マイカーの駐車場を無料で提供するサービスです(利用条件有り)。事前予約制で、電話での予約も受け付けています。

駐車場所
後免駅車dトレイン専用
駐車場
設備台数/6台
駐車料金/無料
(2暦日まで)
サービスの詳しい内容など
お問い合わせは
JR後免駅
(063・2674)まで

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

国民年金推進員が各家庭を訪問します

平成14年4月から、これまで市役所が行っていた国民年金保険料の収納事務を社会保険事務所(社会保険庁)で行っています。

社会保険事務所からの国民年金推進員が、昼間・夜間・休日にご家庭を訪問し、国民年金制度の説明や保険料の納付督促・収納、口座振替の促進などにお伺いしています。また、保険料が未納になっている方に対し、電話による納付勧奨を行っています(夜間・休日にも電話させていただきます)。

*電話による納付勧奨で、個人情報をお尋ねすることはありません。くれぐれも不審電話にはご注意ください。

国民年金任意加入制度をご存じですか?

老齢基礎年金を受けるための資格(受給資格)は、原則として保険料を納めた期間または免除された期間を合計して25年必要です。また20歳~60歳までの40年間すべての期間、保険料を納めれば満額の年金を受けることができますが、保険料の納付期間が40年に満たない場合は、不足する期間に応じて減額されます(生年月日が昭和16年4月2日以後の方は40年、それ以前の

方は短縮措置がとられています)。

「任意加入制度」とは、受給資格期間が25年に満たない場合や受給資格期間は満たしているが、未納期間があるため減額された年金をより満額に近づけたい場合に、60歳以降65歳までに引き続き国民年金に任意加入できる制度です。

*昭和30年4月1日以前に生まれた方は、受給資格に足りない場合、最大70歳になるまで任意加入できます。

お問い合わせは
市民課年金係(880-6555)
南国社会保険事務所(864-1111)

高知年金相談センターのご利用を!

高知年金相談センターでは、国民年金・厚生年金保険の受給資格の有無や年金額の照会などの年金相談のほか、請求書の受付や年金証書等の再発行、諸用紙の配布も行っています(土・日・祝祭日は休み)。

*年金相談には年金手帳・年金証書・年金額改定通知書・印鑑などをご持参ください。
*代理の方は、本人自筆の委任状が必要です。

お問い合わせは
高知年金相談センター
(高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2階
885-1230)

ごみ出しは定められた日に!



★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
9/1	月	十市(南部)
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
5	金	立田
6	土	田村
8	月	下啗内、物部、開田
9	火	稲生
10	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
11	木	稲吉、西窪、新川
12	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
13	土	篠原、明見
15	月	野田(西野田町1丁目を除く)
16	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
17	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
18	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
19	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目 8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
20	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
22	月	国分、比江、左右山、岩村
23	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
24	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
25	木	久礼田、植田
26	金	奈路、瓶岩、領石、植野
27	土	十市(北部)、緑ヶ丘
10/1	水	浜改田
2	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
3	金	立田
4	土	田村
6	月	十市(南部)



* ペットボトルの収集ステーションは、可燃ごみを収集しているステーションです。
* 【水銀を含むごみ】の収集は3月と9月の年2回です。

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
9/1	月	片山、里改田、浜改田
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
5	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
6	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
8	月	十市(南部)
9	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
10	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
11	木	立田、田村
12	金	後免町、野田
13	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
15	月	片山、里改田、浜改田
16	火	領石、植野、久礼田、植田
17	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
18	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
19	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
20	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
22	月	下啗内、物部、開田
23	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
24	水	稲生
25	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
26	金	奈路、瓶岩、白木谷
27	土	国分、比江、左右山、北小籠
10/1	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
2	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
3	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
4	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)



* 9月1日からプラスチック容器包装類の収集は、週1回となりました。収集曜日は7ページをご覧ください。

★紙類・布類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
9月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町(吉本小児科前を除く)
9月2日・16日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
9月3日・17日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
9月8日・22日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
9月9日・23日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下啗内
9月10日・24日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
10月1日・15日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地

★ダンボールの収集

と き	地 区
9月4日・18日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町(吉本小児科前を除く)
9月5日・19日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
9月6日・20日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
9月11日・25日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
9月12日・26日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下啗内
9月13日・27日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
10月2日・16日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町(吉本小児科前を除く)